

特定施設一覧表【騒音・振動】

	特定施設等	騒音規制法	振動規制法	条 例	
				騒 音	振 動
1	圧延機械	22.5kw以上のもの	-	22.5kw以上のもの	22.5kw以上のもの
2	製管機械	すべてのもの	-	すべてのもの	すべてのもの
3	ベンディングマシン	ロール式のもので 3.75kw以上のもの	-	3.75kw以上のもの	-
4	液圧プレス	矯正プレスを除く すべてのもの	矯正プレスを除く すべてのもの	矯正プレスを除く すべてのもの	矯正プレスを除く すべてのもの
5	機械プレス	呼び加工能力が294キロニュートン以上のもの	すべてのもの	30t以上のもの	すべてのもの
6	せん断機	3.75kw以上のもの	1kw以上のもの	3.75kw以上のもの	1kw以上のもの
7	鍛造機	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの
8	ワイヤーフォーミングマシン	すべてのもの	37.5kw以上のもの	すべてのもの	37.5kw以上のもの
9	プラスト	タンプラスト以外のもので密閉式を除く	-	すべてのもの	-
10	タンブラー	すべてのもの	-	すべてのもの	-
11	切断機	砥石を用いるものに限る	-	-	-
12	空気圧縮機	7.5kw以上のもの	7.5kw以上のもの	7.5kw以上のもの	7.5kw以上のもの
	冷凍機用圧縮機	-	-	7.5kw以上のもの	-
	その他圧縮機	-	7.5kw以上のもの	7.5kw以上のもの	7.5kw以上のもの
13	送風機	7.5kw以上のもの	-	3.75kw以上のもの	-
14	破砕機・摩砕機	土石・鉱物用のもので7.5kw以上のもの	土石・鉱物用のもので7.5kw以上のもの	すべてのもの (ただし土石・鉱物・食料・飼料・肥料用は7.5kw以上)	7.5kw以上のもの
	ふるい			7.5kw以上のもの	
	分級機				
15	織機	原動機を用いるすべてのもの	原動機を用いるすべてのもの	原動機を用いるすべてのもの	原動機を用いるすべてのもの
16	コンクリートプラント	気ほう式を除き混練容量が0.45m以上のもの	-	すべてのもの	-
	アスファルトプラント	混練重量が200kg以上のもの	-	すべてのもの	-
17	穀物用製粉機	ロール式のもので7.5kw以上のもの	-	破砕機・摩砕機を除くすべてのもの	-
18	ドラムパーカー	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの
19	チップパー	2.25kw以上のもの	2.2kw以上のもの	すべてのもの	すべてのもの
20	碎木機	すべてのもの	-	すべてのもの	-
21	帯のご盤	製材用 15kw以上のもの	-	0.75kw以上のもの（その他の動力のごぎり機を含む）	-
21	丸のご盤	木工用 2.25kw以上のもの	-		-
21	かなな盤	2.25kw以上のもの	-		-
22	抄紙機	すべてのもの	-	すべてのもの	-
23	印刷機械	原動機を用いるすべてのもの	2.2kw以上のもの	原動機を用いるすべてのもの	2.2kw以上のもの
24	合成樹脂用射出成形機	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの	すべてのもの
25	鋳造型機	ジョルト式のもの	ジョルト式のもの	すべてのもの	ジョルト式のもの

	特定施設等	騒音規制法	振動規制法	条 例	
				騒 音	振 動
26	コンクリート管製造機械	-	10kw以上のもの	すべてのもの	すべてのもの
27	コンクリート柱製造機械	-	10kw以上のもの	すべてのもの	すべてのもの
28	コンクリートブロックマシン	-	2.95kw以上のもの	すべてのもの	すべてのもの
	その他のコンクリートブロック製造機械	-	-	すべてのもの	すべてのもの
29	ロール機	-	ゴム・合成樹脂練用のもので30kw以上のもの（カレンダーロール機を除く）	破碎機・摩砕機を除くすべてのもの	ゴム・合成樹脂練用のもので30kw以上のもの（カレンダーロール機を除く）
30	金属用釘抜機	-	-	2.25kw以上のもの	2.2kw以上のもの
31	ディーゼルエンジン ガソリンエンジン	-	-	3.75kw以上のもの	-
32	工業用ミシン	-	-	同一建物に10台以上	-
33	ニューマチックハンマー	-	-	すべてのもの	-
34	グラインダー	-	-	サンダー及び切断機を含み工具研磨機を除く	-
35	工業用ミキサー	-	-	すべてのもの	-
36	重油バーナー	-	-	重油使用量15ℓ/h以上のもの	-
37	ゴム・皮又は合成樹脂の打機又は裁断機	-	-	すべてのもの	-
38	スチームクリーナー	-	-	すべてのもの	-
39	金属工作機械	-	-	同一建物に5台以上	-
40	石材引割機	-	-	すべてのもの	-
41	ドラム缶洗浄機	-	-	すべてのもの	-
42	風力発電設備	-	-	出力20kw以上のもの	-
43	板金又は製缶の作業	-	-	厚さ0.5mm以上の金属板の加工	-
44	鉄骨又は橋梁の組立作業	-	-	すべてのもの	-
45	建設材料置場における運搬作業（動力を用いる機械を使用するもの）	-	-	土砂石の材料置場であって1カ月以上使用するもの	-

特定施設一覧表【悪臭】

	特定施設等	県 条 例
1	飼料又は肥料（化学肥料を除く）の製造用に供する施設であって、 (1)原料置き場 (2)蒸解施設 (3)乾燥施設	①置場面積が6.6㎡以上 ②原料の処理の能力が500kg/h以上 ③製品の製造能力が255kg/日以上
2	動物の飼養又は収容の用に供する飼料調理施設	指定区域（化製場等に関する法律） 豚（生後6箇月以下除く）50頭以上又は鶏（30日未満のひなを除く）5000羽以上の飼料の加熱処理能力を有するもの。 指定区域以外の区域 豚100頭以上又は鶏1万羽以上の飼料の加熱処理能力を有するもの
3	鶏ふんの処理の用に供する乾燥施設	指定区域（化製場等に関する法律） 鶏5000羽以上の鶏ふんの処理能力を有するもの 指定区域以外の区域 鶏1万羽以上の鶏ふんの処理能力を有するもの
4	酵素材の製造の用に供する乾燥施設	1回の乾燥仕上量が200kg以上の能力を有するもの